豊臣秀吉と園部藩家老大田家・太田村太田家

高橋　伸拓

１．はじめに

令和６年（2024 年）度に、茨木市立文化財資料館開館 40 周年記念第 25 回企画展「豊臣秀吉と茨木」を開催した。「豊臣秀吉と茨木」展の展示構成は下記の通りである。

１　地域にのこる豊臣秀吉の足跡
（１）秀吉と茨木
（２）摂津国太田郡の太閤検地
２　豊臣秀吉とゆかりの武将
（１）伝大田摂津守と大田左兵衛
（２）木村常陸介と大門寺

この展示では、豊臣秀吉の時期の史料だけではなく、江戸時代における地域の伝承や史料を用いて、徳川政権下における豊臣秀吉像を探った。この展示の中で取り上げた中心的な資料が太田村太田家資料（茨木市立文化財資料館所蔵）で、近世における豊臣秀吉信仰の一端がうかがえる資料である。それでは、江戸時代における豊臣秀吉に関する先行研究を確認しておく。

江戸時代における豊臣秀吉に関する研究は、秀吉の伝記である太閤記ものの研究や秀吉（豊国大明神）を祀る豊国社の研究がある。前者は、秀吉は庶民の間で人気を誇るものの、幕府は発禁処分等で弾圧したこと、後者は、元和元年（1615 年）に豊国社本社が破却されて分祀社も廃社されたこと、破却後も豊国大明神を祀る社が創建されたことを明らかにしている（北川 1994、久世 2015・2024 等）。

上記の研究は、特に都市部における秀吉の人気を明らかにしたものといえる。本稿は摂津国島下郡太田村の太田家に伝わった豊臣秀吉関係の資料から都市部以外で江戸時代において秀吉がいかに意識されていたのかという点を検討し、事例を紹介するものである。太田村の太田家に伝わった秀吉関係の資料は、元は園部藩（京都府南丹市）家老大田家に伝わったものである。なぜ、それが太田村太田家に伝わったのか。まずその点から検討しておきたい。

２．園部藩大田家と太田村太田家の交流

ここでは、園部藩大田家から太田村太田家に宛てた書状から両者の関係を検討する。

【史料１】太田家文書一五八（書状１）〇番号は引用者による。以下、同

未申承候處、當三日附之芳札同五日相達令披見候､春寒候得共弥御無異御凌之由珍重之至存候、先年當所之商人其御地江罷越候節、預御伝言委細御申含候之趣帰郷之上申出之具ニ承届候、①然ル所右御申越候趣於拙家何等之申傳無之、旧記等寛保年中類火之砌致焼失可遂吟味手段無之、色々空談而已ニ打過罷在候、乍去折角御申越候儀不及御答差置候之段不本意之至ニ付、折を以否哉及御登坂度心底ニ候得共、其御許江思ハ敷便宜無之延引罷在候、其後以手筋乍余所何角与御様子失禮ニ者存候得共承合候所、當国大野村ニ御親類有之哉ニ相聞候間、右最寄之方江猶又尋度趣意書取ニ相認以傳手去春頼遣候之處、右書取其御元江相達被遂御披見候御事歟ニ相察、今般初而預御紙面忝次第ニ存候、雖然右書取之御答、且又御由緒等之訳御申越無之、②御先祖ゟ大田氏御名乗農業御相続与計右御紙面ニ有之候、拙家本国ハ摂州ニ而先祖大田左兵衛与申者
秀吉公江御内縁有之由ニ而被　召出其後
御同所様以　御口入　御懇意之訳ニ而慶長年中當家江被呼出、知行高五百石給之、拙者儀別而愚昧不肖之身分ニ候得共、先祖代々之以筋目格録（禄ヵ）共如先規被申付、乍不束茂於當時不相替奉公罷在候、本国摂州与而已ニ而何郡何村之出所与申儀家元之訳、且同性有之段曽而申傳無之候間､何卒可相成者其御許御所持之御記録、又ハ宮寺抔之内證拠ニ可相成書類等有之候者御太切之御品申兼候得共、後々御取調御書写重而御越候様偏ニ頼入存候、定而御同性ニ相違有之間敷哉与相察御頼母度様子ニ存候得共、證拠立候書類無之而ハ諸親類共江難及吹聴ニ付此段申入候、御手透御見合御入来可有之由御申越御心入之段不浅存候、何卒不遠内御出待入候、乍然不自由之土地ニ而見苦敷居宅ニ罷在、其上子供

多ニ相暮近年不勝手ニ罷成、召仕等茂致減少内外繁多ニ罷在、時節柄萬事不都合勝ニ付専倹約相用、尤上ゟも厳敷被申付出会向制限も有之候得者、遠方初而御入来被下候而茂一切得御構不申、甚不行届之次第何之風情茂有之間敷候条、此段兼而御断申入置候、宜敷御含置候様致度候

一金三郎与御認越候得共、初代二代者左兵衛与申候趣ニ候得共、其後代々金左衛門与申候間以来者右様御心得可被成候

一其御元御代々之御名前御定紋致承知度候

一御宗旨者何宗ニ候哉御家内御人数等承度候

一御地頭様承度候

右三ヶ条之御答書并前条御頼申入候御旧記類御書写御出来候ハヽ、乍御面倒早々御越可被下候頼存候

大坂

堺筋油町火之見下

舟橋屋

熊三郎

池田

清水屋

七左衛門

右両所之内最寄宜方江御状御出シ候得者無相違相届可申候

右彼是御挨拶御頼旁御報迄如斯候、猶追々可申承候、恐々謹言

大田金左衛門

二月九日　　宣光（花押）

大田庄蔵様

御報

尚以春寒難退候間折角御自愛専一ニ存候、呉々茂本文御頼申入候趣御取調御答有之候様致度頼入候、猶又御見合後々御逗留御物語有之候之様御入来待入存候、③御紙面ニ准此方ゟも初而之御文通ニ候得者丸紙を以可改御答本意ニ候得共、長文ニ付片紙相用候、此段及御断候以上

この書状は、年未詳の２月９日付けで、大田金左衛門宣光が大田（太田）庄蔵に宛てたものである。園部藩家老大田家家系図をみると、宣光は天保８年（1837 年）没のため、文政から天保期頃に書かれたものと考えられる。まず傍線部①をみると、大田家は火事によって旧記類が焼失し、太田家が尋ねてきたが答えられないでいたとする。

ここから太田家が先に大田家の由緒について尋ねたことがうかがえる。

傍線部②をみると、太田家は先祖から大田（太田）氏を名乗って農業で相続してきたとする。一方、大田家は、本国は摂津国で、先祖大田左兵衛は豊臣秀吉と内縁があって召し出され、その後秀吉の口入をもって、慶長年中から園部藩小出家へ呼び出され、知行高 500 石を給付されたとする。書状の後半部分では、宣光は太田家に両家が同姓という証拠の書類を送ってほしいとする。特に太田家の家紋、宗派、領主名を教えてほしいとし、旧記類が用意できたならば、早々に訪れてほしいとしている。また、傍線部③からは大田家から太田家に初めて送った書状であることがわかる。

その後の経過を示すものと考えられる書状がある。

【史料２】太田家文書一五八（書状３）

改年之御慶重畳申納候、御揃弥御無異御越年可有之珍重存候、今以春寒難去御家内御別条無之御凌候哉、猶御安否承リ度存候、園部表無恙當方拙者無相替儀致加年候間御安堵可被下候、御家内方江茂年始御祝詞時候御見廻旁宜頼入候、①誠ニ旧冬者御多用中遠路園部江初而御越、殊

更色々預御土産候之由、且又古来ゟ御申傳及御聞被在之候御物語之趣共彼是委細申越之、夫々令承知御厚志之至不浅候所致安喜候、②何れニも拙家先祖之出所ニ相違有之間敷様ニ相聞致大慶候、以来永々無中絶御互ニ心易、尤時節柄ニ付手軽ニ出会折々致御文通候様致度候、折悪敷江戸留守中ニ付萬事甚不都合之仕合早々御帰村之由気之毒ニ存候、近年之内馳走候ハヽ後々御物語候様御逗留掛ニ必々御越待入候

一此方定紋丸之内ニ蔦替紋牡丹ニ唐獅子ニ候事

一宗旨曹洞派之禅宗ニ候事

一其御元之御紋所御宗旨承り度候事

一其許之當時之御地頭様御名前承り度候事

右年始御祝詞御挨拶旁申置（ヵ）候、猶期深春之時候、恐々謹言

大田金左衛門

正月廿八日　　宣光（花押）

大田庄蔵様

人々御中

この書状は、年未詳の正月 28 日付けで、大田金左衛門宣光が大田（太田）庄蔵に宛てたものである。傍線部①をみると、大田（太田）庄蔵が初めて園部を訪れ、古来からの言い伝えや物語を宣光に伝えている。傍線部②をみると、（太田村もしくは太田家が）大田家の出所で間違いないように聞こえ、大慶であり、手軽に出会って文通をしたいとしている。先祖がつながったことから、親密な関係になったことがうかがえる。

３．大田家譜と豊臣秀吉からの拝領品

以上、大田宣光の時期の書状から、大田村太田家が園部藩大田家に由緒を尋ねたことから交流が始まり、大田家が豊臣秀吉との由緒があることを確認した。この宣光の時期に作られたものと考えられる「大田家譜」という大田家の家譜がある。ここでは、この「大田家譜」と豊臣秀吉からの拝領品から、大田家と太田家が秀吉をいかに意識していたのかを検討する。

大田家譜によると、園部藩大田家の先祖とされる大田摂津守は、父の太郎が太田村に居住し、「太郎ノ墟（シロアト）」があったとする。大田摂津守は豊臣秀吉と縁戚関係にあり、その子の左兵衛は豊臣秀吉の推薦によって小出秀政（妻は秀吉叔母）の国老となり、その後慶長 18 年（1613 年）から園部藩小出吉親に仕えて、知行高 500 石を与えられている。

園部藩大田家について、慶長～嘉永七年「諸士譜略」（註１）によると、大田摂津守は確認できず、大田左兵衛から記載されている。また、大田家が家老職にあったことも確認できる。さらに、小出秀政に召し抱えられた点も記されている。しかし、豊臣秀吉との内縁については記されていない。ただし、史料１から分かるように、大田家自身は秀吉と内縁があったと認識していた。これは園部藩の「諸士譜略」には反映されていない。

大田家と太田家の縁をつなぐ存在として、大田摂津守なる人物が大田家譜のみに記されているのである。なぜ、太田家が大田家に接近していったのかは不詳で、秀吉との由緒がある大田家と接近したいと考えたことによる可能性があるが推測の域はでない。

なお、大田家譜は宣光の代まで記述があり、記されている年代の下限は文政８年（1825 年）であり、文政期に作られたものと考えられる。史料１・２の大田宣光の書状とあわせて考えると、文政期頃に大田家と太田家の家譜についてやりとりがあったことが推察される。

太田家も秀吉を意識していた点は伝来する資料からうかがえる。大田家譜に記されている秀吉からの拝領品は「長刀鎗、鞍、女帯、袋、鏡台、奇獣尾（唐獅子の尾）」で、その内、鞍と唐獅子の尾が太田家に伝わっている。鞍は前輪と後輪に雲の間を飛ぶ竜を金蒔絵で描いており、雲竜蒔絵鞍で、製作年は不詳である。鞍にはその由緒が記された木札が付属物としてある。木札に記された内容は下記の通りである。

龍之模様鞍一背

右者豊臣秀吉公ゟ先祖太田

左兵衛拝領仕候由申伝候事

龍の模様の鞍を豊臣秀吉から太田（大田）左兵衛が拝領した由が伝わっているとある。

一方の唐獅子の尾は大田家譜にある「奇獣之尾」と考えられる。骨のようなものに黒や茶色の毛が付いており、同じく木札が付属されている。木札の内容は下記の通りである。

豊臣秀吉公ゟ先祖太田

左兵衛致拝領候唐獅子之

尾之由申伝之事

こちらも豊臣秀吉から太田（大田）左兵衛が拝領した由が伝わっているとある。

秀吉からの拝領品以外に、「豊臣秀吉像」が伝わっている（図１）。本像は唐冠を被り、竜と鳥の刺繍がある官服布袴を着用し、石帯を着けている。右手に笏、左腰に衛府太刀を佩いて曲禄に右を向いて坐している。本像を収めている容器には「太閤秀吉公御像」「文禄三年甲午三月三日　宮部法印筆　五幅之内　太田飛騨守江」と墨書があり、文禄３年（1594 年）に宮部法印（継潤）が作成したとされている。

宮部継潤は浅井長政、織田信長に仕え、のち羽柴秀吉を総大将とする中国征伐に加わり、天正９年（1581 年）鳥取城陥落ののち城代となっている。その後鳥取城主となり、文禄４年には豊臣家奉行衆の立場にあった。なお、太田飛騨守については不詳である。

同じ図様のものが長浜市長浜城博物館で所蔵されている。塩川文麟画「豊臣秀吉像」は明治８年（1875年）の作画である。塩川文麟（1807～1877年）は京都画壇の重鎮で四条派の画人である（長浜市長浜城歴史博物館 2014）。

太田家所蔵の「豊臣秀吉像」は文禄３年に宮部継潤が描いたものとされる。その真偽の検討は別の機会に譲りたいが、状態などから判断すると、近世に作成されたものと考えられる。近世の段階でこうした図様の豊臣秀吉像が作られ、それが写されて、塩川文麟画「豊臣秀吉像」のような形で流布していったのではないだろうか。他の事例の発掘に期待される。

４．おわりに

以上、太田村太田家に伝わった豊臣秀吉関係の資料について検討してきた。

大田家と太田家は苗字の漢字が少し異なっており、系譜がつながるのかはなお検討を要する。園部藩家老大田家伝来の豊臣秀吉からの拝領品などは大田家と太田家が交流する中で太田家に伝わったものと考えられる。

なぜ太田家は大田家に接近したのか。この点は大田家が豊臣秀吉と内縁があるという由緒があったことが理由の一つではないか。豊臣秀吉からの拝領品や宮部継潤画の豊臣秀吉像が太田家に残されていた点から推察される。

それでは、なぜ太田家が豊臣秀吉を意識するようになったのか。この点を追究することは困難であるが、文政期の段階で在地で、豊臣秀吉を意識する人物が存在していた点は指摘できる。

本稿では太田家に伝わる秀吉関係資料の紹介に終始し、大田家・太田家の経歴や当時の状況など背景について検討を加えていない。この点については今後の課題としたい。

註

１）上田雄佐武文書（『園部町史　史料編第２巻』園部町役場、1981 年収録）。

参考文献

北川央 1994「江戸時代の豊国分祀」『ヒストリア』142 号　pp. 78-89

久世奈欧 2015「近世期京都における豊国大明神の展開」『比較都市史研究』34 巻２号　pp. 11-25

久世奈欧 2024「豊国大明神の近世～近代」『史林』563 号　史学研究会　pp. 107-138

長浜市長浜城歴史博物館 2014『続・秀吉に備えよ‼』p. 110

【付記】「豊臣秀吉と茨木」展の開催にあたっては、中川博勝氏・片山正彦氏からご教示いただいた。末筆ながら記して御礼申し上げる。

図１　豊臣秀吉像（太田家資料、当館所蔵）